

岩手県職労

月2回刊=1628号
2023年7月15日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジョー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

賃上げに向け本格交渉スタートへ

7・26 人事院給与局長交渉がヤマ場

6月21日、公務員連絡会は川本人事院総裁に対し23人事院勧告の要求書を提出、闘争をスタートさせた。課題は大幅賃上げ実現と生涯賃金削減が目論まれる給与制度見直しの阻止。ヤマ場は交渉支援を配置して臨む7月26日人事院給与局長交渉。要求実現に向け取り組みを強化しよう。



▲要求書を提出後交渉する公務員連絡会交渉団(右下は川本人事院総裁)

【賃金改善】

連合春闘結果で3・66%のアップが実現されており、高齢層を含めた全職員に対する月例給・一時金引上げを強く求めた。「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」人事院が23人事院勧告で骨子案を示すとしたことに

【23人事院勧告の焦点】

月例給では、20年以上にわたり賃金据え置きとなっている高齢層職員を含めた全世代の引上げ実現できるかが焦点だ。「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」は、2021年に成立した定年延長法の附則にある、60歳前後の給与水準に関し、定

年延長後の給与水準と連続となるように設定という制度設計の具体化が想定される。定年延長制度を悪用した高齢層職員の賃金抑制による全世代の生涯賃金削減が想定される。当然容認できず、阻止しなければならない。

【今後の取り組み】

6月に人事院総裁あてて要請署名に取り組んだ。全国の仲間の切実な署名を背景に7月26日のヤマ場・人事院給与局長交渉で改善回答を求めていく。人事院交渉が佳境を迎える。引き続きの結集を要請する。

通勤・住居・赴任実費負担アンケート 電子決裁・文書管理システムアンケート

6月30日号機関紙でお知らせしていましたが、当組合員対象のアンケートですが、当局への要求の根拠となる大事なものです。ぜひ期限内にご回答をお願いいたします。

実費負担アンケート



電子決裁・文書管理システムアンケート



回答期限は7月21日(金)まで
ご協力をお願いいたします!!

県職労総合共済

無料法律相談事業のお知らせ

県職労総合共済では、組合員と家族の生活支援及び不安解消のため、顧問弁護士による無料法律相談事業を実施し、1事案につき初回に限り、無料で法律相談を受けられる仕組みを設けています。

相談の流れ

- ①「法律相談を受けたい」旨、県職労本部へご連絡ください。
(相談案件を確認するもので、詳細内容をお話いただく必要はありません)
- ②県職労本部から弁護士へ相談の連絡をします。
- ③相談者から直接弁護士へ相談いただきます。

※無料となるのは初回相談のみです。継続的な相談や具体的な対応に関する費用は、相談者の負担となります。

担当弁護士



山中法律事務所
山中 俊介 弁護士

教えて！労働組合と共済

2023自治労
岩手県本部

新入組合員・新規採用者交流会開催

6月24日、自治労岩手県本部主催で新入組合員・新規採用者交流会がホテルエース盛岡で開催され、県内の新規採用者を含む33人が

参加し、県職労から15人が参加した。主催者あいさつの後、達増拓也知事より「皆さんにはプライベートを大事にしながらか公共のために働き、公共のために働きながらプライベートを充実させることを仲間と力を合わせて実現し、世のため人のため自分のために働く楽しさを感じてほしい」とビデオメッセージをいただいた。



▲達増知事からのビデオメッセージ

交流レクリエーションでは5チームに分かれて自己紹介をした後、チーム内の共通点をたくさん探すゲームやチーム対抗でチームの中にいる一人を対象者とし、「対象者なら、目玉焼きにはソース、ケチャップ、醬油の何をかけるか？」などの問題を出して、チームが

「これまでコロナ禍で交流する機会が少なかったこともあり、つながりを求める若手が増えている。青森部としても今後、交流の場を作り、つながりを広げていく中で加入促進にも取り組む。各支部においても引き続きの加入促進の取り組みをお願いする。

か、改善までの流れ、労働組合は必要なのか、自分たちの働き方に労働組合が関わっていることを参加者へ訴えた。また、県本部日蔭書記次長より「じちろう共済について」と題して、保障は本当に必要なのか、じちろう共済の各種制度の特徴、なぜ労働組合がおすすめるのかについて講演していた。



▲交流レクリエーションで交流を深め笑顔の参加者

昭和の時代、お昼のテレビ番組で心霊特集が放送され、興味と怖いもの半々で見ていた「あなたの知らない世界」。夜に放送を思い出し、怖くてトイレにも行けなくなった子供時代の経験を今でも思い出す懐かしい番組だった。海外の現実離れしたホラー映画とは違い、視聴者の心霊体験を再現したドラマだけに、身近に体験してしまふのではと恐怖をより強く感じた▼世界では、飢餓、難民、人種差別、そして児童労働、人身取引、貧困による臓器売買が今も現実で、罪のない人々が苦しみ、命を落としている。海外でテレビの向こう側で起こっている出来事で、自分には関係ないと背を向ける人も多いだろう▼虐待、貧困、餓死などの被害は今や日本でも頻りに報道される時代となった。もはや自分とは無関係では片づけられない身近な課題に焦りと危機感を抱く▼新聞、テレビの情報主だった昭和時代から、世界のあらゆる情報が容易に手に入る時代となった。個々のアンテナを高くし、日本そして世界が平和で安心して生活できる環境を目ざしていくために、あなたの知らない世界を発見しよう。

昭和の時代、お昼のテレビ番組で心霊特集が放送され、興味と怖いもの半々で見ていた「あなたの知らない世界」。夜に放送を思い出し、怖くてトイレにも行けなくなった子供時代の経験を今でも思い出す懐かしい番組だった。海外の現実離れしたホラー映画とは違い、視聴者の心霊体験を再現したドラマだけに、身近に体験してしまふのではと恐怖をより強く感じた▼世界では、飢餓、難民、人種差別、そして児童労働、人身取引、貧困による臓器売買が今も現実で、罪のない人々が苦しみ、命を落としている。海外でテレビの向こう側で起こっている出来事で、自分には関係ないと背を向ける人も多いだろう▼虐待、貧困、餓死などの被害は今や日本でも頻りに報道される時代となった。もはや自分とは無関係では片づけられない身近な課題に焦りと危機感を抱く▼新聞、テレビの情報主だった昭和時代から、世界のあらゆる情報が容易に手に入る時代となった。個々のアンテナを高くし、日本そして世界が平和で安心して生活できる環境を目ざしていくために、あなたの知らない世界を発見しよう。

休暇制度紹介コーナー⑦

夏季休暇 (特別休暇の一種)

【制度概要】

夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持・増進又は家庭生活の充実のため勤務しない場合に取得できます。



【取得期間】

7月～9月の週休日等を除く原則として連続する5日の範囲内

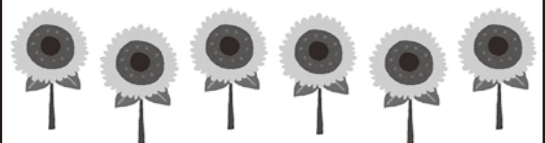
【おさえておきたいポイント】

1暦日ごとに分割が可能です。ただし、時間単位の分割はできません。



【岩手県職労以外の夏季休暇日数】

- 3日:北海道ほか
- 4日:栗石町、住田町、青森県ほか
- 5日:奥州市、北上市、花巻市ほか
- 6日:山形県、山口県光市ほか



第五世代

昭和の時代、お昼のテレビ番組で心霊特集が放送され、興味と怖いもの半々で見ていた「あなたの知らない世界」。夜に放送を思い出し、怖くてトイレにも行けなくなった子供時代の経験を今でも思い出す懐かしい番組だった。海外の現実離れしたホラー映画とは違い、視聴者の心霊体験を再現したドラマだけに、身近に体験してしまふのではと恐怖をより強く感じた▼世界では、飢餓、難民、人種差別、そして児童労働、人身取引、貧困による臓器売買が今も現実で、罪のない人々が苦しみ、命を落としている。海外でテレビの向こう側で起こっている出来事で、自分には関係ないと背を向ける人も多いだろう▼虐待、貧困、餓死などの被害は今や日本でも頻りに報道される時代となった。もはや自分とは無関係では片づけられない身近な課題に焦りと危機感を抱く▼新聞、テレビの情報主だった昭和時代から、世界のあらゆる情報が容易に手に入る時代となった。個々のアンテナを高くし、日本そして世界が平和で安心して生活できる環境を目ざしていくために、あなたの知らない世界を発見しよう。

公務員の政治活動への関わり方

Q 公職選挙法との関係で、地方公務員が選挙運動を行う際の注意点を教えてください。

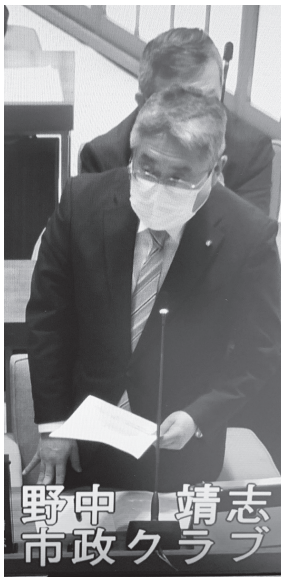
A 地方公務員に対する選挙運動の制限については、公選法に若干の規定と、地公法に36条があります。しかし、それは地方公務員に対する選挙運動の全面禁止というふうなものではなく、一般市民とそれ程の差はありません。本問では、公選法による制限について説明します。

公選法上、「選挙運動」とは、「①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を得又は得せしめるために、③選挙人に働きかける行為」だとされていますが、この意味での選挙運動では以下の例外を除けば、地方公務員と一般市民との間に何の差もありません。

以下に例外を列記します。

ア 非現業職員の立候補制限。非現業職員は公職の候補者になることが禁止されています(公選法89条1項)。非現業職員が公職の候補者として届出をし、又は推薦届出をされたときは、その届出の日以前に職を辞めたものとみなされます(公選法90条)。しかし、現業職員及び企業職員は制限を受けません。これらの職員は在職のまま立候補することができます。

イ 特定公務員の選挙運動の禁止(公選法136条)。選挙管理委員会の職員、警察官及び徴税吏員は在職中選挙運動を行うことが禁止されています(投票管理者や開票管理者については公選法135条1項で在職中



野中靖志 岩手県議会議員
 6月20日、盛岡市議会6月定例会で、県職労組織内、野中やすし盛岡市議会議員が、今任期中最後となる14回目の一般質問に登壇した。質問通告は、「交通安全対策について」と「障がい者への差別的解消について」の2項目であった。

6・20 盛岡市議会 野中やすしの一般質問

～笑顔かがやく街づくりのために～

交通安全対策
 【質問】2021年6月の千葉県八街市における通学路の事故をきっかけに、通学路の一点検が行われ、25か所が危険な場所として判定された。このうち、対策予定時期が2024年度以降となっている4箇所について、対策の見通しを示す。

関係部局長等答弁
 市道における自転車専用通行帯は11・9キロメートルあり、このうち小中学校の通学路は8・5キロメートルである。小学校は概ね徒歩通学である。自転車ネットワーキング計画全体の中で検討したい。

障がい者差別的解消
 【質問】障がい者差別解消法が一部改正され、2024年4月1日に施行される。車いす利用者のための店舗の段差解消や、知的障がい者のための専門用語を

使わない説明等の「合理的配慮」が義務となる。民間事業者への周知について所見を示されたい。
 【関係部局長等答弁】県と連携したパンフレットの作成や、商工会議所の協力を得て会報による周知を行う

花巻・一関・久慈支部が体制確立
 新年度の活動をスタート
 3支部で役員選挙が行われ、花巻支部は6月30日、一関支部が7月3日、久慈支部が7月10日にそれぞれ新体制を確立した。

花巻支部
 支部長 榑澤慶一朗(花巻土木センター)
 副支部長 佐藤 結子(保健福祉センター)

一関支部
 支部長 佐々木春彦(農村整備センター)
 副支部長 北崎 秀典(水産部)

久慈支部
 支部長 佐々木春彦(農村整備センター)
 副支部長 北崎 秀典(水産部)

なお、消防職員については、この規定は該当していません。
 ウ 地位利用による選挙運動の禁止(公選法136条の2)。地方公務員は一般職、特別職を問わず、その地位を利用して選挙運動を行うことが禁止されています。そして、その地位を利用して選挙運動類似行為(公職の候補者の推薦に関する行為、選挙運動の企画に関する行為、後援団体の結成の準備に関する行為、刊行物の発行等を行う行為)は禁止行為に該当します。

工教育者の地位利用の選挙運動の禁止(公選法137条)。
 オ 衆議院議員又は参議院議員になろうとする職員については、選挙区において職務の旅行等の機会を利用して選挙人に対し、選挙運動を行うことが禁止されています(公選法138条の2)。

以上から、地方公務員と一般市民と異なる公選法上の規制です。ウ、オは主として大きな憲法権限を持つ公務員(官僚)について問題となる(官僚の在職中の選挙運動世間のひんしゅくを買ったことがあります)であり、自治労組合員についてはほとんど関係ありません。

イの職員は、①「選挙人に働きかける行為」はしない、選挙運動類似行為を行わない、②「選挙運動」は行わない、③「選挙運動」は行わない、④「選挙運動」は行わない、⑤「選挙運動」は行わない、⑥「選挙運動」は行わない、⑦「選挙運動」は行わない、⑧「選挙運動」は行わない、⑨「選挙運動」は行わない、⑩「選挙運動」は行わない、⑪「選挙運動」は行わない、⑫「選挙運動」は行わない、⑬「選挙運動」は行わない、⑭「選挙運動」は行わない、⑮「選挙運動」は行わない、⑯「選挙運動」は行わない、⑰「選挙運動」は行わない、⑱「選挙運動」は行わない、⑲「選挙運動」は行わない、⑳「選挙運動」は行わない、㉑「選挙運動」は行わない、㉒「選挙運動」は行わない、㉓「選挙運動」は行わない、㉔「選挙運動」は行わない、㉕「選挙運動」は行わない、㉖「選挙運動」は行わない、㉗「選挙運動」は行わない、㉘「選挙運動」は行わない、㉙「選挙運動」は行わない、㉚「選挙運動」は行わない、㉛「選挙運動」は行わない、㉜「選挙運動」は行わない、㉝「選挙運動」は行わない、㉞「選挙運動」は行わない、㉟「選挙運動」は行わない、㊱「選挙運動」は行わない、㊲「選挙運動」は行わない、㊳「選挙運動」は行わない、㊴「選挙運動」は行わない、㊵「選挙運動」は行わない、㊶「選挙運動」は行わない、㊷「選挙運動」は行わない、㊸「選挙運動」は行わない、㊹「選挙運動」は行わない、㊺「選挙運動」は行わない、㊻「選挙運動」は行わない、㊼「選挙運動」は行わない、㊽「選挙運動」は行わない、㊾「選挙運動」は行わない、㊿「選挙運動」は行わない、

退職後の保障の選択は、退職時に行うため、ニーズにあった選択ができます。
 退職は「まだ先の話」と思っている人も... 長期共済に早めの加入をおススメ!

長期共済の加入条件
 ① 団体生命共済に加入の組合員
 ② 発効日現在、満59歳以下の人
 ③ 健康告知が「通常就業者(高血圧1受緩和を含む)」または「準通常就業者」の人
 ※組織加入単組(県支部)は「非通常就業者」も加入できます。
 ※申込日時時点で入院中の方は加入できません。
 ・ 団体生命共済とあわせて加入することで、在職中の保障と退職後の保障を一括して準備できるプランをご案内しています。
 ※詳しくは「ちろろセット共済」パンフレットをご覧ください。

長期共済 早めの加入で 備えあれば憂いなし!

退職後の年金は2種類
 確定年金 終身年金
 他にも、終身の医療保障や遺族(死亡)保障の用意もあります。

保障が必要ないときは、積立金を解約返戻金として退職時に一括して受け取れます。

在職中の積立金額例表(月払の場合)
 月払掛金: 1口3,000円あたり

積立年数	掛金累計	積立金・解約返戻金
5年	180,000	180,700
10年	360,000	372,000
15年	540,000	574,600
20年	720,000	789,100
25年	900,000	1,016,200
30年	1,080,000	1,256,700
35年	1,260,000	1,511,400
40年	1,440,000	1,781,000

注: 作成日現在の予定利率等にもとづき試算。月払の場合、在職中の積立期間(共済期間)が5年未満のとき、積立金・解約返戻金が掛金累計額を下回ります。

税制適格年金
 ・ 組合員本人の年金給付に特化した制度です。
 ・ 在職中の共済掛金は個人年金保険料控除の対象となります。